

2014年12月

シンガポール国際仲裁に関する重要裁判例のご紹介(3)  
多段階的紛争解決条項のドラフティングについて

2014年11月5日、シンガポールにおいて、シンガポール国際調停センター（SIMC）が本格的にその運用を開始しました<sup>1</sup>。シンガポールにおける国際仲裁実務上、仲裁手続に先立ち、話し合いや調停を前置する多段階的紛争解決条項（Multi-Tiered Dispute Resolution Clause）が利用されることがありますが、SIMCの運用開始により、かかる条項の利用の検討を行う場面が増えるものと思われます。

そこで、本稿においては、シンガポールの国際仲裁における多段階紛争解決条項のドラフト及びこれに基づく仲裁前の手続の実施に関する実務上の留意点について、*International Research Corp PLC v Lufthansa Systems Asia Pacific Pte Ltd and another* [2014] 1 SLR 130（以下「IRCP事件」といいます。）を題材にご説明します。

なお、本文で言及していますシンガポール国際仲裁法（International Arbitration Act（Cap143A, 2002 Rev Ed）。以下「IAA」といいます。）の日英対訳については、[こちら](#)をご参照ください。

## 1 多段階紛争解決条項とは

多段階紛争解決条項（Multi-Tiered Dispute Resolution Clause）とは、訴訟・仲裁等の終局的な紛争解決手続に入る前に、話し合い・調停等のADR手続を前置する紛争解決条項です。

仮に、訴訟や仲裁に先立つADR手続により紛争を解決することができれば、時間や費用を節約することができ、また、ビジネス関係を継続できる可能性が残りますので、ここに多段階紛争解決条項を用いるメリットがあります。

他方において、多段階紛争解決条項を用いた場合、そのドラフトの仕方によっては、およそ話し合いの余地がない、あるいは、実質的な話し合いが行われたという

事態にもかかわらず、手続の履践が求められる可能性があります。このような場合、多段階紛争解決条項を設けたが故に、訴訟・仲裁手続の開始が遅れるという事態が生じかねません。

また、一部の国においては、多段階紛争解決条項の強制可能性（enforceability<sup>2</sup>）が問題とされており、不適切なドラフトをした結果、ADR手続の実施を相手方に強制することができない（裁判所による保護を受けることができない）ケースも実務上まま見られるところ です。

そのため、多段階紛争解決条項をドラフトする際には、かかるリスクを最小限とするために、細心の注意を払うことが求められます。

## 2 IRCP事件のご紹介

### (1) 事案の概要

IRCP事件は、シンガポールにおいて設立登録された企業であるLufthansa Systems Asia Pacific Pte Ltd（以下「Lufthansa」といいます。）が、タイ国企業であるInternational Research Corporation PLC（以下「IRCP」といいます。）及びDatamat Public Company Ltd（以下「Datamat」といいます。）を相手方として申し立てた国際仲裁における仲裁人の仲裁権限が争われた事案です。

当該事案においては、以下の2点が主に問題となりました。

- ・ Lufthansa と Datamat との間の多段階紛争解決条項に、契約外の第三者であるIRCPが拘束されるか（争点1）
- ・（仮にIRCPが上記条項に拘束されたとして）上記多段階紛争解決条項の手続が履践されたといえるか（争点2）

結論として、シンガポール上訴法院（Court of Appeal）は、上記争点1及び2のいずれについても否定し、IRCPに対する仲裁人の仲裁権限を否定しま

【監修者】 [パートナー 弁護士 児玉 実史](#)

【執筆者】 [弁護士 松下 外](#)

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係  
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

〔大 阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル  
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130・9550

〔東 京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー14F  
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福 岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25  
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F  
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp>

した。以下、上記争点 2 の把握に必要な限りにおいて、事実関係をご説明します。

## (2) 事実関係

### ア Cooperation Agreement の締結

Lufthansa は、Datamat との間において、2005 年 3 月 11 日、Cooperation Agreement と題する契約を締結しました。同契約において、Lufthansa は、Datamat に対して、メンテナンス、修理及びオーバーホール用の新たなシステムを供給・配送等することとなっていました。当該システムは、Datamat が Thai Airways 社に対して供給するシステム（以下「本件システム」といいます。）の一部を構成していました。

Cooperation Agreement には、以下の段階的紛争解決条項（以下「本件仲裁合意条項」といい、第 37.2.1 項から第 37.2.3 項までの手続を「本件前提条件」といいます。）が含まれていました。

#### 【原文】

37.2 Any dispute between the Parties relating to or in connection with this Cooperation Agreement or a Statement of Works shall be referred:

37.2.1 first, to a committee consisting of the Parties' Contact Persons or their appointed designates for their review and opinion; and (if the matter remains unresolved);

37.2.2 second, to a committee consisting of Datamat's designee and Lufthansa Systems' Director Customer Relations; and (if the matter remains unresolved);

37.2.3 third to a committee consisting of Datamat's designee and Lufthansa Systems' Managing Director for resolution by them, and (if the matter remains unresolved);

37.2.4 fourth, the dispute may be referred to arbitration as specified in Clause 36.3 [sic] hereto.

37.3<sup>iii</sup> All disputes arising out of this Cooperation Agreement, which cannot be settled by mediation pursuant to Clause 37.2, shall be finally settled by arbitration to be held in Singapore in the English language under the Singapore International Arbitration Centre Rules ("SIAC Rules"). …

#### 【日本語訳】

37.2 本 Cooperation Agreement 又は作業範囲に関する当事者間の紛争については：

37.2.1 第一に、当事者の担当者又はその指名を受けた者により構成される委員会による検討・意見を受けるため参照されなければならない；（もしも紛争が解決されない場合には）；

37.2.2 第二に、Datamat の指名した者と Lufthansa の顧客担当取締役（Director Customer Relations）により構成される委員会に参照されなければならない（もしも紛争が解決されない場合には）；

37.2.3 第三に、Datamat の指名した者と Lufthansa の業務執行取締役（Managing Director）により構成される委員会に参照されなければならない（もしも紛争が解決されない場合には）；

37.2.4 第四に、紛争を、第 36.3 項（ママ）<sup>iv</sup>に定める仲裁に参照することができる

37.3 Cooperation Agreement から生じ、第 37.2 項の調停手続<sup>v</sup>により解決することができなかった紛争は、シンガポール国際仲裁センターの規則の下、シンガポールにおける、英語による仲裁により最終的に解決されなければならない。（以下略）

### イ 各 Supplement Agreement の締結

その後、2005 年 4 月に、Datamat の財政状況が悪化したことから、Lufthansa は、Datamat に対して、(i)Datamat が Lufthansa に対する未払金を清算し、かつ、(ii)将来発生するすべての支払を保証する第三者を用意しない限り、Cooperation Agreement に基づくサービスの提供を行わない旨宣言しました。

そこで、Lufthansa、Datamat 及び IRCP の三社は、Supplement Agreement No.1 及び No.2 を締結しました。これら契約においては、Datamat が Thai Airways から受け取った代金を、IRCP に対して送金する一方、IRCP が Lufthansa に対して、Datamat へのサービス提供の対価の支払を行うことや、Lufthansa への Cooperation Agreement 上の代金は、IRCP が譲り受けた口座<sup>vi</sup>から、Thai Airways 社からの入金条件に引き落とされることが合意されました。

もつとも、上記各 Supplement Agreement には、Cooperation Agreement に「付随しその一部となる（annexed to and made a part of）」との記載はあ

るものの仲裁合意条項は設けられていませんでした。

#### ウ 仲裁手続における争点

その後、2008年にLufthansaがDatamatに対して支払を求めて請求書を複数回に渡り送付したものの、Datamatはこれに応じませんでした（以下「本件紛争」といいます。）。そのため、2010年に入り、Lufthansaは、Datamat及びIRCPに対してCorporation Agreement及び各Supplement Agreementの解約を通知し、シンガポール国際仲裁センターに対して、国際仲裁を申し立てました。

他方、IRCPは、当該手続において、IRCPはCooperation Agreementの当事者ではないこと（争点1）及びLufthansaは本件前提条件を満たしていないこと（争点2）を理由に、仲裁廷の仲裁権限を争いました。

そうしたところ、仲裁廷は、争点1については、Cooperation AgreementとSupplement Agreementは一つの契約であり、IRCPはその当事者であると判断しました。また、争点2について、仲裁廷は、本件仲裁合意条項は、その履行を強制するために不明確すぎると判断した上で、その強制可能性（すなわち、仲裁の前提条件であること）を否定し、自らが仲裁権限を有するとの判断を下しました。

これに不服を覚えたIRCPは、IAA第6条に基づき、シンガポール高等法院に対し仲裁手続の停止を求めましたが、同裁判所はその請求を退けました。そのため、IRCPは上訴法院に対して控訴を行いました。

#### (3) 多段階紛争解決条項に関する争点<sup>vii</sup>

多段階紛争解決条項に関する本件の争点（争点2）は、さらに、(i)本件前提条件はそもそも強制可能であるのか（争点2-i）、また、(ii)強制可能であった場合、本件の事実関係において、当該条件は満たされたか（争点2-ii）との2点に細分化されます。

結論として、上訴法院は争点2-iについては肯定したものの、争点2-iiについてはこれを否定しています。

#### (4) 多段階紛争解決条項に関する判旨

##### ア 争点2-i：強制可能性

仲裁廷は、本件仲裁合意条項は強制するために不明確すぎる旨述べてその強制可能性を否定しましたが、シンガポール高等法院は、その判断を覆しました。そして、上訴法院は、以下のとおり

述べて、かかる結論を支持しました<sup>viii</sup>。

- ・ Cooperation Agreement 第 37.2 項は、仲裁手続の開始前の義務的な手続として、Lufthansa の従業員の誰が、Datamat の指名した者と面談をするべきかについて明白に定めている。
- ・ また、同項は、当事者において生じた問題を解決するという、各会合の目的をも特定している。
- ・ 加えて、第 37.3 項は、第 37.2 項に定める調停により解決できない紛争を対象としており、第 37.2 項に定められた本件前提条件が、仲裁の前提条件となっていることも明らかである。
- ・ さらに、IRCP が本件前提条件の充足について放棄を行った事実もない。

##### イ 争点2-ii：手続の履行について

以下ご説明するとおり、高等法院は、本件前提条件の履行を認めたものの、上訴法院はかかる判断を覆しました。

##### (ア) 高等法院の判断<sup>ix</sup>

- ・ Lufthansa が提示した表によれば、Lufthansa と IRCP は、2007 年 2 月及び 2009 年 7 月に少なくとも 7 回面談しており、IRCP の取締役はそのすべてに参加していた。また、Lufthansa のゼネラルカウンセルはそれらのほとんどに参加しており、これら面談に際しては、本件紛争が議題となっていた。さらに、Datamat の代表者もこれらのうち少なくとも 3 回の面談に参加していた。
- ・ これら面談の正確な内容は把握できないものの、IRCP は、これらにおいて、本件紛争が議題となっていなかったことについて何ら証拠を提出していない。
- ・ 以上を総合すると、Lufthansa、IRCP 及び Datamat の間においては、少なくとも複数回にわたり、本件紛争の解決のために、高位の役職にあたる者による面談が設けられたといえる。
- ・ 当事者は、交渉の目的を達成しており、かかる観点からは、第 37.2 項の目的は達成されたといえる。
- ・ したがって、本件前提条件は充足されており、仲裁廷は仲裁権限を有していたといえる。

##### (イ) 上訴法院の判断<sup>x</sup>

- ・ 第 37.2 項において意図されていたのは、いかなる紛争についても、これを解決するために、

段階を踏んで、かつ、その度に、より権限の高い担当者を介して、話し合いを行うことである。しかしながら、上記の表によれば、第 37.2 項により参加するべきとされている者は参加していない。例えば、第 37.2 項においては、Lufthansa の顧客担当取締役（Director Customer Relations）及び業務執行取締役（Managing Director）が参加することとされているが、これらは実際には参加していない。

- ・ 加えて、各会合において何が話し合われたか否かも定かではない。 高等法院は、証明責任を IRCP に課しているが、仲裁手続を申し立てたのは、Lufthansa であり、同社が仲裁の前提条件の主張立証を行う責任を負う。
- ・ 当事者が、仲裁の前提条件として、特定の紛争解決手続を採用することに明白に合意した場合、かかる手続は必ず実施されなければならない。 本件については、当事者のうちの誰かが、何らかの会合で、何らかの事項について、話し合いを行えば本件前提条件が満たされると、当事者は合意したものではないのである。そのため、権利放棄に関する問題がない限り、かかる手続が履践されたことについては証明がなされなければならないのである。

### 3 実務上の考慮

#### (1) 多段階紛争解決条項ドラフトの際の留意点

##### ア 強制可能性

Lufthansa 事件上訴法院判決においても言及がありました（上記 2・(4)・ア）、仲裁手続の前提条件として ADR 手続を設けることを意図する場合には、それが義務的なものであることを明示する必要があります。仮に仲裁手続に先立つ手続が、選択的なものと解釈された場合には、当該手続の強制可能性がないと判断されるおそれがあるからです。

そのため、当事者間において、先立つ手続を仲裁手続の前提条件とすることを希望するのであれば、「shall」等強制の趣旨を明確にし「may」等の選択を許容する表現は避けることが望ましいといえます。

加えて、いかなる手続を仲裁に先立ち前置するかということについても、検討は欠かせません。何故ならば、いかなる手続を強制可能であるとするかについては、国によって異なるからです。

例えば、英国においては、伝統的に「信義誠実に基づき交渉する」旨の条項は、その義務内容が定かではなく強制可能でないと考えられてきまし

た<sup>xi</sup>。

他方、シンガポールにおいても、伝統的には、かかる条項は強制可能ではないと考えられてきましたが<sup>xii</sup>、近年の裁判例として、質料の改訂が争われた事案において、当事者に「信義誠実に基づき交渉する」ことを求める条項が、有効かつ強制可能である旨判断した *HSBC Institutional Trust Service v Toshin Development Singapore Pte Ltd.* [2012] 4 SLR 378 があり、かかる結論は、Lufthansa 事件高等法院判決及び上訴法院判決においても認されています。

そのため、仲裁の前提条件について定める際には、仲裁地においてどのような判断が下される可能性があるかについてもあらかじめ検討を行う必要があります。

##### イ 前提条件の明確性

また、Lufthansa 上訴法院判決は、多段階紛争解決条項を用いる際には、当該手続を厳格に遵守することを求めており、実質的な話し合いが行われただけではこれの充足を認めていません（上記 2・(4)・イ・(イ)）。

この点、仲裁の前提条件が明確であれば問題はありませんが、その要件が不明確である場合には、その充足の有無を巡り、当事者間に意見の対立が生じるおそれは否定できません。そのため、可能な限り、客観的な基準によりその履行の有無が確認できるようにドラフトをすることが望ましいといえます。

例えば、先にご説明しました「信義誠実に基づき交渉する」旨の規定は仮に強制可能性が認められたとしても、いかなる場合にこれを充足したといえるか不明確ですので、実務上、かかる条項の採用は避けるべきであるといえます。

##### ウ 話し合いが困難である場合を見据えた対応

加えて、Lufthansa 事件上訴法院判決を前提とした場合には、当事者間の対立が激しく、全く話し合いができないというときには、仲裁手続に入ることもできず、デッドロックに陥る可能性があるといえそうです。このような状況においては、ADR 手続を利用する権利を放棄したと構成可能な場合もあると思われるものの、実際に争われた際はいかなる判断が下されるかは未知数です。

また、話し合いに応じる気がないにもかかわらず、当事者が手続遅延又は他の戦略的な利益を得るためにあえて交渉又は調停を利用するリスクも否定できません。

そのため、多段階紛争解決条項をドラフトする際には、(i)その経過により仲裁を申し立てることが可能となる期間を特定することが望ましく、加えて、(ii)その起算点については、交渉若しくは調停のための期間交渉又はこれら手続の利用の書面による要求や、調停委員の指名等、あらかじめ定められた争う余地のない出来事から起算される旨定めることが望ましいといえます<sup>xiii</sup>。

## エ 前提条件の履行の記録

最後に、Lufthansa 事件上訴法院判決は、多段階紛争解決条項の前提条件の充足については、仲裁を申し立てた当事者が具体的な主張立証を行う必要があると判示していますので(上記 2・(4)・イ・(イ))、各手続の履行に際しては、その内容について記録を残すことが重要です。

この点、端的な方法として、議事録等により記録を残すことが考えられますが、実際に紛争になった際には、相手方が当該議事録等の信用性を争うケースも皆無ではありません。そのため、ケースバイケースではあるものの、相手方と議事録の記載内容について合意を得ておく等予防的措置をとることも検討に値すると思われれます。

- viii 上訴法院判決段落 54
- ix 高等法院判決段落 110
- x 下線部は執筆者によります。
- xi この点、2014 年 7 月に下された *Emirates Trading Agency LLC v Prime Mineral Exports Private Limited* [2014] EWHC 2104 (Comm) において、英国高等法院は、四週間の期限付きで「当事者は、第一に、紛争を解決するために友好的に議論する (the Parties Shall first See to resolve the dispute)」旨定められた条項は有効である旨判示しているものの、いかなる要素がかかる判断に際して重視されたかは、判決文から必ずしも明らかではなく、同判決の射程については議論の余地が残るところです。
- xii *Insigma Technology Co Ltd v Alstom Technology Ltd* [2009] SGCA 24 等
- xiii IBA 国際仲裁条項ドラフティング・ガイドライン段落 87

- i SIMC の概要については、[国際紛争解決ニューズレターvol.5](#) をご参照ください。
- ii Gary B. Born, *International Arbitration and Forum Selection Agreements: Drafting and Enforcing*, 4th edition (Kluwer Law International 2013)99 頁
- iii 本件の解説に必要な限りで引用しており、一部省略しています。
- iv 第 37.2 項の誤字であることが、判決において認定されています。
- v 「調停」との文言が用いられていますが、実際には第三者たる調停人の関与はなく、そのため、かかる語の選択は不適切であるといえます。
- vi Datamat は、当該契約の締結に先立ち、IRCP との間において、本件システムに必要なハードウェア及びソフトウェア等について、売買契約を締結しています。また、Datamat は、本件システムに関する Thai Airways 社からの代金を銀行口座への入金により受けていましたが、上記契約に基づく、代金支払のために、当該口座を IRCP に対して譲渡しています。
- vii 本稿のテーマから外れるため争点 1 についての詳細な説明は省略致しますが、争点 1 が問題となったのは IAA 第 2A 条が、別個の契約における仲裁合意条項の引用を許容しているためです。本件では、Supplement Agreement が「付随しその一部となる (annexed to and made a part of)」と定めているため、Cooperation Agreement の仲裁合意条項が IRCP にも適用されるのではないかという点が問題となりましたが、上訴法院は、これらが別個独立の契約であり、IRCP は Datamat による支払確保の位置づけを有するに留まること等を理由にかかる主張を退けています。そのため、複数の契約を締結する際には同一の仲裁合意条項を必ず設ける、あるいは、ある契約において他の契約における仲裁合意条項の引用を意図する場合には、その旨必ず明示する等の対応が望ましいといえます。

当事務所では、世界各国の法律事務所との緊密なネットワークを活かし、国際的な企業間の大規模かつ複雑な紛争解決業務を行っております。特に、国際仲裁の分野においては、ICC 及び JCAA 等の仲裁機関は勿論のこと、SIAC (シンガポール) や HKIAC (香港) 等、東南アジア各国の主要な仲裁機関における仲裁案件も取り扱っています。

本ニューズレターは、これらの業務に携わっている当事務所所属の弁護士が執筆者となり、国際紛争解決に関する新しい情報を発信するものです。皆様の日々の業務に、ぜひご活用ください。